

鏡野町緊急銃猟マニュアル

令和8年4月1日

鏡野町産業観光課

目 次

1	目的	1
2	事前準備	
(1)	必要な人員配置・関係者の協力体制	2
①	必要な人員の把握・役割分担	2
②	緊急銃猟を実施する際の流れ	2
(2)	机上及び実地訓練・研修等の実施	2
(3)	証票・必要物品の準備について	2
(4)	机上及び実地訓練・研修等の実施	2
3	クマ等出没・目撃情報への対応	
(1)	住民等からの通報	3
(2)	注意喚起	3
(3)	出没場所・現場での対応	3
4	緊急銃猟	
①	岡山県に対する応援の要請	3
②	緊急銃猟の計画について関係者で調整	4
③	緊急銃猟の準備	5
④	安全を確保するための措置	5
⑤	緊急銃猟に係る条件の確認	6
⑥	緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託	7
⑦	緊急銃猟の実施	7
⑧	原状回復	8
⑨	安全確保措置の解除	8
⑩	建築物等の損失の確認	8
⑪	損失補償手続き（事後）	8
⑫	捕獲後の実績の記録	9
別紙1	緊急銃猟を実施する際の役割分担	
別紙2-1	緊急銃猟（麻酔銃を除く）を実施する者の要件	
別紙2-2	緊急銃猟（麻酔銃）を実施する者の要件	
別紙3	緊急銃猟を実施する際のフロー図（ガイドライン）	
別紙4	鏡野町ツキノワグマ市街地等出没時情報記録票	
別紙5-1	緊急銃猟を実施する際のフロー図（鏡野町）及び関係機関の連絡先	
別紙5-2	連絡フロー図	
別紙5-3	連絡先一覧	
別紙6	緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	
別紙7	緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）	
別紙8	対応記録表	
別紙9	緊急銃猟実施報告様式	

1 目的

近年、人の生命及び身体や住民生活に危害を及ぼす可能性があるツキノワグマ及びイノシシ（以下、「クマ等」という。）による人の生活圏への侵入が相次いで発生しており、住民等の安全確保のためにも、より迅速な対処が求められることから、今般、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）により、市街地等の人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度（緊急銃猟）が創設され、令和7年9月1日から施行された。

鏡野町において、人の日常生活圏及びその付近で緊急に銃猟を実施する必要がある場合の対策としての緊急銃猟の実施を想定して、事前に関係各所との連絡体制や出没状況に応じた役割分担等を定め、住民等と緊急銃猟に関わる者の安全を最優先とした上で、迅速かつ適切に対応できるよう、緊急銃猟ガイドライン及び岡山県ツキノワグマ出没対応方針並びにイノシシ・ニホンザル等市街地出没対策マニュアルの内容を踏まえ、本マニュアルを策定するものである。

なお、緊急銃猟制度のポイントは次のとおりである。

観点	条件
どのような時に	鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合に可能 ①場所 人の日常生活圏への侵入 ②緊急性 人への危害を防止する措置が緊急に必要 ③方法 銃器以外の方法では捕獲等が困難 ④安全性の確保 地域住民等に弾丸が到達する恐れがない

どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所
誰が	鏡野町が実施の判断や安全確保を行う
何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻酔銃
何を対象に	クマ等（イノシシは基本的に成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能

3 クマ等出没・目撃情報への対応

(1) 住民等からの通報

クマ等の出没・目撃情報が寄せられた際は、クマ岡山県ツキノワグマ出没対応方針及びイノシシ・ニホンザル等市街地出没対策マニュアル並びに鏡野町クマ等出没対応マニュアルのとおり対応するものとし、別紙4により記録する。

(2) 注意喚起

クマ等の出没情報を町HP、音声告知放送や町公式SNS等を活用して注意喚起を行う。

(3) 出没場所・現場での対応（次のいずれかの判断）

関係機関で情報共有、現場確認を行い、対応方針を協議・決定する。

追い払いの実施で対応

捕獲で対応（ 箱罠の設置 麻酔による）

緊急銃猟の検討（次の4条件すべて満たす）→「4 緊急銃猟」へ

クマ等が人の日常生活圏に侵入していること（侵入するおそれ大きいことを含む）

クマ等による人命又は身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。

銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること

住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと

4 緊急銃猟

○ 緊急銃猟を実施する際のフロー図

緊急銃猟の実施体制は、別紙5-1のとおりとし、関係機関と連携し対応する。

① 県に対する応援の要請

法律に基づかない任意的な応援要請を行う。

県への任意的な応援要請（有・無）

鳥獣保護管理法第34条の2により、県への応援要請を行う。

県への応援要請（有・無）

②緊急銃猟の計画について関係者で調整

□住宅地図など現場周辺の図面の準備

項目	決定内容
□地域住民等の退避の範囲	
□通行禁止・制限の範囲	
□捕獲場所	
□捕獲等関係者の配置	
□射撃方向	
□安全確保措置の検討 (屋外の場合)	<p>□バックストップの確保</p> <p>□跳弾が到達する可能性、クマ等が興奮して移動する可能性を考慮した通行禁止・制限範囲を設定</p> <p>□住宅付近の場合は、屋外避難・屋内退避等の呼掛け</p> <p>□射線方向により家屋へ弾丸の到達の可能性がある場合、避難所等安全な場所への避難を検討</p> <p>□夜間の場合は、クマ等が逸走する可能性を特に考慮し、住民の避難措置や注意喚起を厳重に行う</p> <p>また、照明器具を用いて、捕獲者等関係者の視界を確保する</p> <p>□射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う</p>
□安全確保措置の検討 (屋内の場合)	<p>□バックストップとなり得る壁の材質を確認</p> <p>□住民等の敷地外への退避及び通行制限の実施 (弾丸がクマ等を貫通することが想定される場合は、建物の背後の確認を行う)</p> <p>□屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、盾の使用及びプロテクターを装備する</p> <p>□暗い室内の場合は、照明器具を用いて視界を確保する</p> <p>□射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う</p>
□中止の場合の合図	□中止の場合の捕獲者への意思伝達方法を確認する

③ 緊急銃猟の準備

緊急銃猟の実施にあたり、次の事項について決定する。

項目	役割	誰に	適用	
□ 人員の配置	捕獲者 A		<input type="checkbox"/> 要件確認	
	捕獲者 B		<input type="checkbox"/> 要件確認	
	捕獲サポート			
	統括指揮			
	通行制限対応	鏡野町	人	
		岡山県警	人	
		岡山県	人	
	避難周知対応	鏡野町	人	
		岡山県警	人	
		岡山県	人	
地権者等諸調整				
広報				
原状回復				
□ 記録の準備	記録者			
□ 証票配付	役割毎に証票を配付する。			

《 緊急銃猟を行う者への委託 》

緊急銃猟を実施させる者の要件は、別紙 6 にて確認を行う。書面には、緊急銃猟を実施させる者の署名を求める。

なお、当該確認は平時に実施・整備し、事案発生時に改めて確認する。

④ 安全を確保するための措置

③で定めた担当者は、安全確保のため、次の事項を実施する。

項目	内容
□ 通行禁止・制限の措置 (時 分)	・ 危害が及ぶことが予見される範囲に緊急銃猟実施関係者以外が立ち入らないようにする。
□ 地域住民等の避難 (時 分)	・ 通行禁止範囲内にいる者を外へ退避させ、併せて当該区域内に人が立ち入らないように呼びかける。 ・ 区域内にある建物内にいる者が通行禁止区域の外に出ることが困難な場合は、屋内に避難するよう呼びかけた上で通行禁止の対応を開始する。
□ 住民への周知 (時 分)	・ 通行禁止区域の範囲内に入らないよう、広報車や市公式ホームページ及び公式 SNS 等を活用し呼びかける。

⑤緊急銃猟に係る条件の確認

緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）（別紙7）により確認する（以下参考。）。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟実施条件の再確認	<input type="checkbox"/> クマ等が人の日常生活圏に侵入していること（侵入するおそれ大きいことを含む） <input type="checkbox"/> クマ等による人命又は身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。 <input type="checkbox"/> 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること <input type="checkbox"/> 避難等により地域住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <input type="checkbox"/>通行禁止・制限の措置は講じられているか （警察署に通報を行ったか 要・不要） <input type="checkbox"/>地域住民の避難は行われたか <input type="checkbox"/>広報は行われたか <input type="checkbox"/>鉄道管理者への協議は行われたか（要・不要） <input type="checkbox"/>道路管理者への連絡は行われたか（要・不要） <input type="checkbox"/>場所の管理者への連絡は行われたか（要・不要） <input type="checkbox"/>射線方向にバックストップはあるか </div> <input type="checkbox"/> 捕獲者に留意点を伝えたか
<input type="checkbox"/> 捕獲者に留意点を伝えたか	<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の実施場所 <input type="checkbox"/> 弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件 <input type="checkbox"/> できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣等）情報 <input type="checkbox"/> 中止とする場合の意思伝達方法等
<input type="checkbox"/> 建物、土地への立入の承諾確認	<input type="checkbox"/> 建物、土地への立入に関し承諾は得られているか
<input type="checkbox"/> 証票の確認	<input type="checkbox"/> 証票（腕章）を身に着けているか <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <input type="checkbox"/>捕獲者用（赤色） <input type="checkbox"/>その他立入者（黄色） </div>
<input type="checkbox"/> 記録の用意（任意）	<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意）

（ 時 分）

⑥ 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

⑤の条件が全て満たされていることを確認し留意点を伝達したうえで緊急銃猟実施職員へ指示をする。

項目	内容
□緊急銃猟の指示 (時 分)	□⑤の条件を全て満たしている □留意点を伝達した

《緊急銃猟に係る条件の確認》

緊急銃猟の実施条件として、別紙7のチェック項目を満たすものとする。

⑦ 緊急銃猟の実施

指示を受けた職員は緊急銃猟を実施する。

項目	内容
□緊急銃猟の実施確認 (時 分)	□緊急銃猟の実施 □対象獣の捕獲確認(止め刺し含む)
【中止の場合】 □緊急銃猟の中止 (時 分)	□クマ等移動 □立入者あり □捕獲者の進言() □その他()

《緊急銃猟の留意点》

ア) 緊急銃猟の実施

捕獲者は、あらかじめ伝えられた留意点や関係法令の注意事項に注意しながら、対応を行うが、鏡野町より中止の判断に係る号令等がかかった場合には、即応できるようにする。

イ) 町の役割

緊急銃猟の実施に際しては、鏡野町は次の役割を担うものとする。

1) 中止の判断

クマ等が移動した場合や制限区域内に立ち入る者が発見された場合等には、鏡野町は、速やかに緊急銃猟中止の判断を行い、関係者に中止の判断を伝える。中止の判断の伝達方法は、事前に打ち合わせを行うこと。

捕獲者は、安全の確保に疑念がある場合は、捕獲者自身が中止の必要性を鏡野町へ進言する。

中止の際には、捕獲者に対し速やかに脱包の確認と銃カバーの装着を指示する。

2) 緊急銃猟の記録

緊急銃猟に係る時系列や実施内容について、別紙8により記録を行う。また、必要に応じてビデオカメラ等の記録媒体を用いる。

⑧原状回復

捕獲個体を移送し、現場の清掃をする。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 原状回復の確認 (時 分)	<input type="checkbox"/> 捕獲個体の移送 <input type="checkbox"/> 現場清掃の実施

《原状回復》

捕獲した個体は、速やかにクリーンセンター等にて焼却処理を行う。その場合、確実に処理を行った書類（領収書等）を保管する。

⑨安全確保措置の解除

④で実施した安全を確保するための措置を解除する。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 安全確保措置の解除 (時 分)	<input type="checkbox"/> 通行禁止・制限の解除 <input type="checkbox"/> 地域住民等の避難解除 <input type="checkbox"/> 住民への周知（HP等）

《安全を確保する措置の解除》

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の生死等を確認後、安全確保措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）を解除する。安全確認には、個体の状態や跳弾はないか、どこに着弾したかなど、弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。

また、報告のために写真を撮影する。

⑩建築物等の損失の確認

緊急銃猟による建物等への被害を確認する。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 建築物等の損失確認 (時 分)	<input type="checkbox"/> 建物・壁への被害はないか <input type="checkbox"/> 周辺施設・車両への被害はないか

《損失確認》

跳弾や着弾地点などの確認を捕獲関係者で行う。また、報告のために写真を撮影する。

⑪ 損失補償手続き（事後）

損失が発生した場合、当該損失の補償手続きを行う。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 損失補償手続き	・損失補償 <input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし

⑫捕獲後の実績の記録

緊急銃猟に関する記録の整理を行う。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 捕獲後の実績記録	<input type="checkbox"/> 時系列となっているか <input type="checkbox"/> 必要書類は揃っているか <input type="checkbox"/> 記録動画（ある・なし）

《 捕獲後の実績の記録 》

対応が終了したら、出没記録票（別紙4）、対応記録票（別紙8）を基に、緊急銃猟実施報告様式（別紙9）を作成し、岡山県美作県民局及び同県自然環境課へメールにて報告する。

緊急銃猟を実施する際の役割分担

役割	想定される対応者	内容	備考
(1) 現場指揮班 (統括指揮者)	<ul style="list-style-type: none"> 産業観光課課長 産業観光課課長補佐 	<p>緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。</p> <p>射手とともにクマ等の動きを追い、緊急銃猟の捕獲者への指示又は町職員以外の者に委託を行う。</p> <p>実施状況を適宜、本庁関係課へ報告する。</p>	
(2) 通行制限班 (通行制限対応者)	<ul style="list-style-type: none"> 鏡野町職員 津山警察署職員 岡山県職員 	道路等において、通行制限を行う。	
(3) 避難誘導班 (避難周知対応者)	<ul style="list-style-type: none"> 鏡野町職員 津山警察署職員 岡山県職員 	付近の住民へ避難を呼びかける。(現場に臨場し、現場で住民へ避難を呼びかける。)	
(4) 調整班 (地権者等調整担当者)	<ul style="list-style-type: none"> 鏡野町職員 	緊急銃猟や土地の立入りに際し、場所の管理者等と調整を行う。	
(5) 広報班 (広報担当者)	<ul style="list-style-type: none"> 鏡野町職員 	町HPやSNSでの広報、広報車での呼びかけを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 環境省のガイダンスの様式を参考に公表 場合によっては、くらし安全課と連携のうえ実施する。

役割	想定される対応者	内容	備考
(6) 原状回復班 (原状回復担当者)	・ 鏡野町職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。	
(7) 記録班 (緊急銃猟記録者) (任意)	・ 鏡野町職員	緊急銃猟の状況及び時系列等を記録する。	※ ビデオカメラ等による撮影は、町の責任のもとに対応した内容を後から証明できるようにすることが望ましい。
(8) 捕獲班 (捕獲者)	・ 鏡野町鳥獣被害対策実施隊等から選出した者 ・ 捕獲の技術等を有する市町村職員	鏡野町との受委託契約により、実際に緊急銃猟を実施する。	・ 岡山県猟友会 鏡野・奥津・上齋原・富分会等と事前協議の上、射手候補者名簿を作成 ・ 射手候補者には本制度を説明し予め協力の意向を確認する。
(8) 捕獲班 (捕獲サポート者)	・ 鏡野町鳥獣被害対策実施隊等から選出した者 ・ 捕獲の技術等を有する町職員	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。	

緊急銃猟（麻醉銃を除く）を実施する者の要件

氏名： _____

必須	・ 鏡野町鳥獣被害対策実施隊員であること	
	・ 第一種銃猟免許を受けた者 ※ 装薬銃を使用する場合	
	・ 一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。 ※ 装薬銃を使用する場合	
	・ 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者	
夜間（日出前及び日没後）に実施する場合の追加要件（屋外において装薬銃又は空気銃で実施する場合に限る）	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないもの（特定ライフル銃）を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。また、鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて行う捕獲、いわゆる登録狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業であるかを問わない。

※ 「同種の銃器」が示す「種類」とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃の3種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

緊急銃猟（麻醉銃猟）を実施する者の要件

氏名： _____

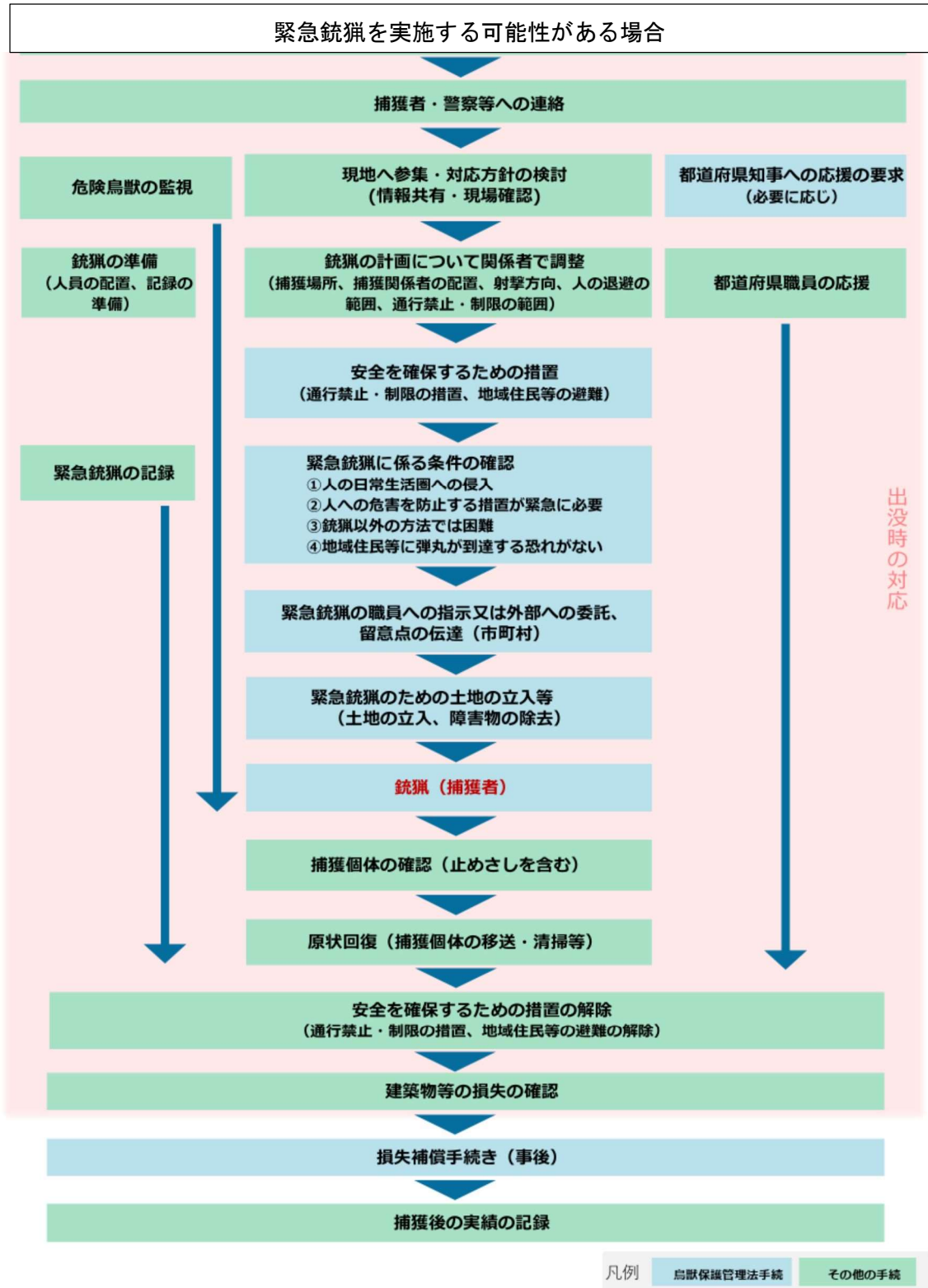
必須	・ 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
----	---

夜間（日出前及び日没後）に実施する場合の追加的な要件等はない。

※ 捕獲を行った経験は、狩猟又は、有害捕獲による駆除を指す。

※ 「同種の銃器」が示す「種類」とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃の3種類を指す。

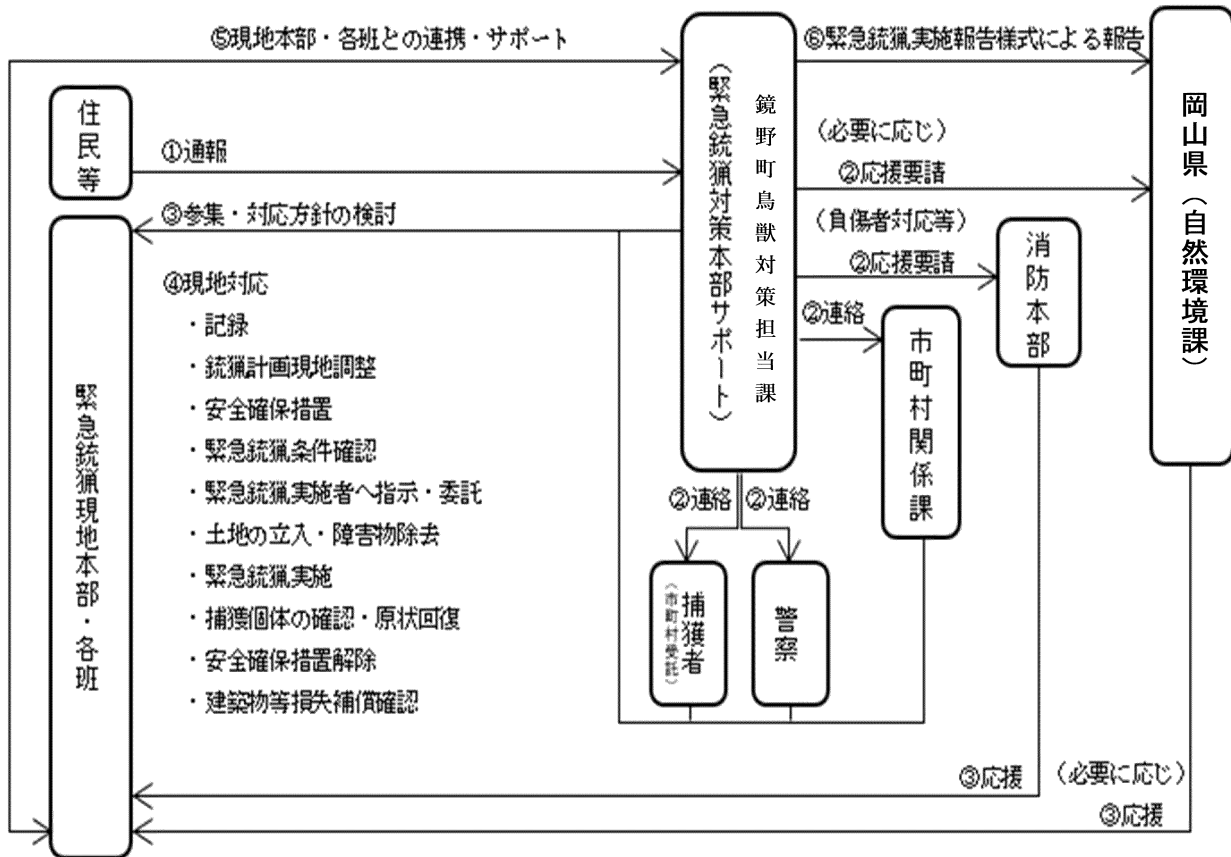
緊急銃猟を実施する際のフロー図



鏡野町クマ等市街地出没時情報記録票

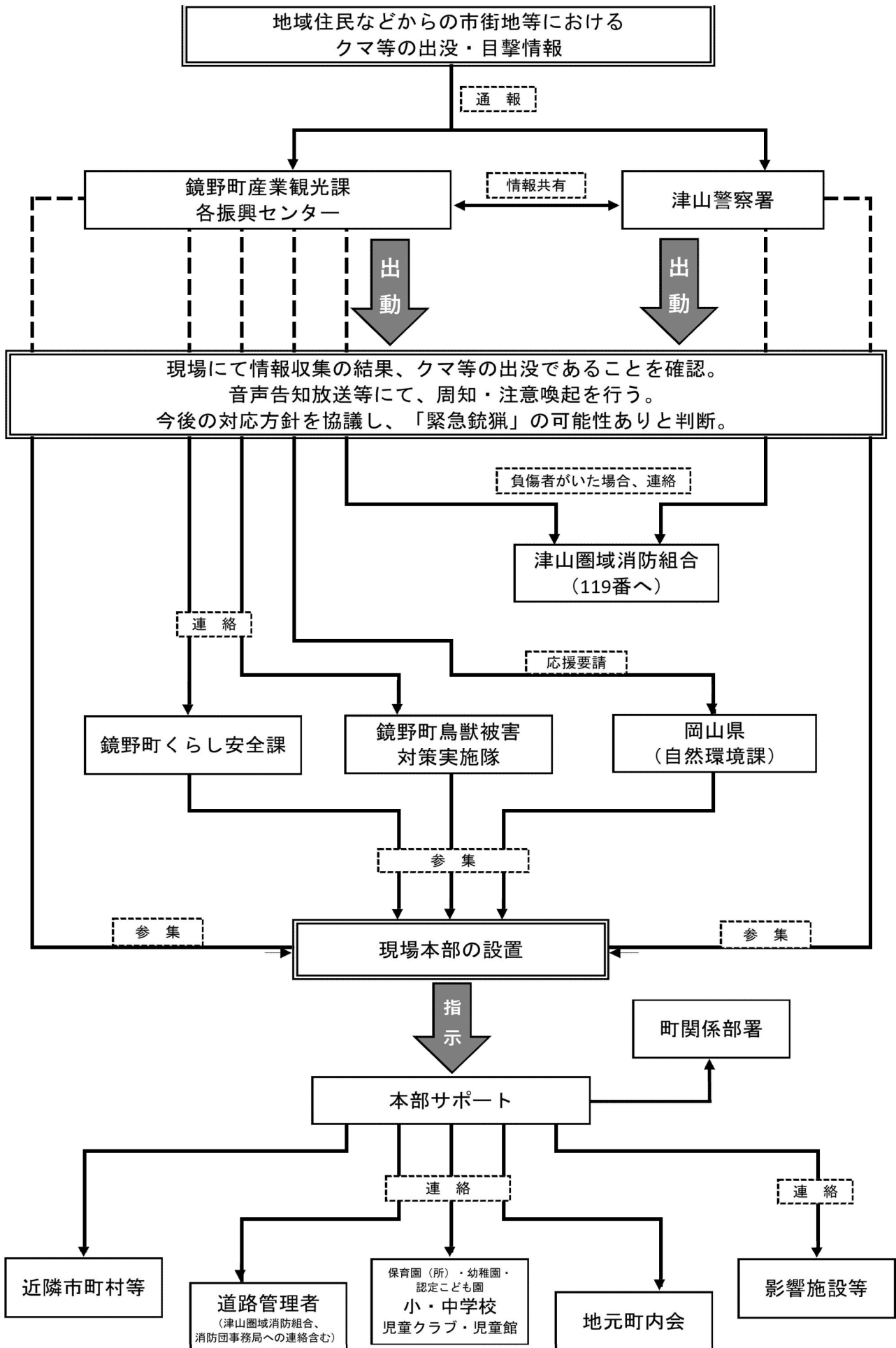
記録者	記録月日	年 月 日 ()		
	所属		氏名	
通報者	住所			
	氏名		連絡先	
出没日時場所	日時	年 月 日 () 時 分頃		
	場所	住所		
		状況	・農地 ・河川敷 ・市街地 ・人家周辺 ・森林 ・道路 ・その他 ()	
		見通	・見通しが良い ・見通しが悪い	
		誘因物	・誘因物なし ・誘因物あり ()	
出没状況	情報種類	・姿を見た ・足跡を発見 ・糞を確認 ・食べ痕を発見 ・その他 ()		
	頭数	・1頭 ・「 」頭 ・親子(子 頭)		
	体格	大きさ		特徴
	行動	・移動していた ・休んでいた ・餌を食べていた ・その他 ()		
	人慣程度	・人恐れる ・人を恐れない ・不明 ・その他 ()		
目撃者の情報	目撃時の行動	・農作業 ・山林作業 ・草刈り ・散歩 ・山菜/きのこ採り ・その他 ()		
	目撃後の行動	・じっとしていた ・物陰に隠れた ・行動した(具体的に)		
対策内容	出没を受けて実施	・注意喚起 ・誘因物除去 ・追い払い ・捕獲 ・その他 ()		
	出没前から実施	・誘因物除去(具体的に) ・その他 ()		
人身被害	怪我の有無程度等	怪我なし	・物的被害なし ・あり ()	
		怪我あり	・状態： ・病院：	

○ 緊急銃猟を実施する際のフロー図



○ 関係機関の連絡先

別紙 5 - 3 のとおり



【連絡先一覧】

別紙5-3

組織名	担当部署	連絡先	夜間・休日連絡先
鏡野町	産業観光課	0868-54-2987	0868-54-2111 (宿直)
	くらし安全課	0868-54-2780	0868-54-2111 (宿直)
	建設課	0868-54-2989	0868-54-2111 (宿直)
	まちづくり課	0868-54-2982	0868-54-2111 (宿直)
	子育て支援課	0868-54-2991	0868-54-2111 (宿直)
鏡野町教育委員会	学校教育課	0868-54-2800	0868-54-2111 (宿直)
保育園(所)・幼稚園・ 認定こども園	子育て支援課	0868-54-2991	0868-54-2111 (宿直)
小・中学校	学校教育課	0868-54-2800	0868-54-2111 (宿直)
児童クラブ・児童館	子育て支援課	0868-54-2991	0868-54-2111 (宿直)
津山警察署	生活安全課	0868-25-0110	0868-25-0110
鏡野町鳥獣被害対策実施隊	—	産業観光課 0868-54-2987	—
岡山県	自然環境課自然保護班	086-226-7309	080-8235-2863 (公用)
岡山県美作県民局	森林企画課森林保全班	0868-23-1384	080-2935-5577 (公用)
	管理課管理班 (県道管理者)	TEL: 0868-23-1437 FAX: 0868-22-7032	—
津山圏域消防組合	情報指令課	TEL: 0868-32-1119 FAX: 0868-23-0538	TEL: 0868-32-1119 FAX: 0868-23-0538
鏡野町消防団	—	危機管理室 0868-54-2621	0868-54-2111 (宿直)
津山市	森林課	0868-32-2078	0868-32-2070 (宿直)
真庭市	農業振興課	0867-42-1031	0867-42-1111 (宿直)
地元町内会	—	まちづくり課 0868-54-2982	0868-54-2111 (宿直)

※担当の携帯電話などについては、ツキノワグマ出没情報収集・被害防止連絡体制参照

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

※ チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目(麻醉銃猟をする場合は除く))	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(特定ライフル銃を除く。))にあっては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町村の判断により任意で記載する事項	鏡野町鳥獣被害対策実施隊員である。	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある。	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している。 ※過去にクマの出没の際、追い払いを実施した経験がある等。	
年 月 日 名 前 _____		

- ※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。
- ※ 緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の 2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲</u> 。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の 2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなる</u> と考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難 (法第 34 条の 2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなる</u> と考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の 2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第 34 条の 4）	
	地域住民の避難は行われたか（法第 34 条の 4）	
	広報（HP・SNS・LINE・防災無線）は行われたか（政令） ※市公式ホームページは別紙 10 を活用する。	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか（政令） 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議したか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか (法第 34 条の 3)	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第 34 条の 2）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意）	

対応記録票（記録例）

対応年月日： 年 月 日

時 間	対応内容
	クマ等出没の通報受電
	捕獲者（岡山県猟友会〇〇分会）へ連絡
	津山警察署地域課・生活安全課へ連絡
	鏡野町 〇〇課、〇〇課、〇〇課へ連絡
	鏡野町教育委員会へ連絡
	鏡野町消防本部へ連絡
	〇〇町内会区長へ連絡
	〇〇国道管理事務所へ連絡
	必要に応じ連絡先を追加
	美作県民局農林水産事業部へ連絡
	岡山県自然環境課へ連絡
	現地到着（町担当職員及び関係各課） ・
	現地到着（捕獲者（岡山県猟友会〇〇分会）） ・
	現地到着（津山警察署） ・
	現地到着（消防本部） ・
	現地到着（国道管理事務所） ・
	現地到着（美作県民局） ・
	現地到着（岡山県自然環境課） ・
	追い払い・捕獲・緊急銃猟等対応に係る関係者協議
	緊急銃猟での対応を決定
	〇〇
	〇〇
	安全確保のための措置の実施（通行制限・避難誘導等） （内容） ・

緊急銃猟実施報告様式

別紙 9

速やかな情報共有のため、本報告の作成に時間を要する場合（目安：3日程度を超える場合）には、★印のある回答項目のみまずはお回答いただき、後日（目安：1週間以内程度）、その他の回答項目についても回答をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えても構いません。

1. 基本情報

(1) 緊急銃猟を実施した日時 (★)

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

(2) 緊急銃猟を実施した場所

住所(★) 緯度経度(10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載下さい。
緊急銃猟を実施した場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類:)、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他()
緊急銃猟を実施した場所の状況	※例) 山林から100m離れた農地。視界は良い。
地図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出下さい。

(3) 天気

晴れ ・ くもり ・ 雨 ・ その他()

2. 危険鳥獣に関する事項

(1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類(★)	頭数(★) (親子の場合はその旨記載下さい)	年齢	性別	オス・メス
----------	---------------------------	----	----	-------

大きさ	全長	cm	体重 (実測・目測)	kg	前掌幅 (クマ類に限る)	cm
繁殖状況	※情報の収集方法等については、「 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料 」Box4 も必要に応じご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。					
個体識別に係る DNA 検査の 実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。					
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。					

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間の行動履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

(3) 危険鳥獣による被害状況 (★)

人身被害	※該当がある場合に○をつけて下さい。	
農林水産業被害	※該当がある場合に○をつけて下さい。	
その他の被害(具体的に)	※該当がある場合に記載してください。	

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

3. 緊急銃猟の実施に関する事項

(1) 緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人数)	補足 (役職や所属、その他関連情報)
捕獲者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
捕獲者をサポートする者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		※役職や所属は記載下さい。
通行制限を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) 〇〇課より〇名
住民への避難を呼びかける者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) 〇〇課より〇名
緊急銃猟の様子を記録する者		※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者との調整を行う者		※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) 〇〇課より〇名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

--

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

--

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	実包等の種類	※例：サボット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	射撃距離	※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい
バックストップの材質			捕獲者とバックストップとおおよその角度		
土地の立ち入りの実施状況	※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。				
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。				
概況図	<p>※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドライン P80～「事例」についても参考にして下さい。</p> <p>※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。</p>				

緊急銃猟の実施に係る 対応履歴	※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。2（2）に集約して記載した方が記載しやすい場合には、それでも構いません。
--------------------	--

（3）緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無（★）		有 ・ 無			
発射弾数		命中弾数		貫通弾数	
跳弾等の有無	有 ・ 無		跳弾の状況		
物損の有無			有 ・ 無		
物損がある場合の今後の対応					
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。				

4. 緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有 ・ 無
緊急銃猟以外の方法による人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有 ・ 無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有 ・ 無

(2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの作成の有無	有 ・ 無	対応マニュアルの作成に関する状況	
権限委任等の有無	有 ・ 無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合にはその方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有 ・ 無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の実施の有無	有 ・ 無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

注) 報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善等に活用させていただきます。

また、報告いただいた対応事例について、都道府県及び市町村に情報共有を行う場合には、個別に相談いたします。